

建築基準法における問い合わせの多い建築制限の数値  
(田主丸町、北野町、城島町、三潯町)

**注1** 令和4年12月23日時点の用途区分、建築制限を掲載しています。用途区分、建築制限は変更になることがあります。

**注2** 地区計画、建築協定、風致地区、高度利用地区等による建築制限は掲載していませんので、別途確認してください。

**注3** 異なる地域に日影を生じさせる場合は、それぞれ日影を生じさせる地域の制限が適用されます。

地 域		田主丸町					北野町					城島町、三潯町									
都市計画		田主丸都市計画区域					北野大刀洗都市計画区域					筑後中央広域都市計画区域									
用途地域		区域区分非設定					区域区分非設定					区域区分非設定									
		住第一 専種 用地 中高 層	第一 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	準 工 業 地 域	指 定 無 し	住第一 専種 用地 層	居第一 専種 用地 中 高 層 住	第一 種 住 居 地 域	第二 種 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	指 定 無 し	住第一 専種 用地 層	住第二 専種 用地 層	居第一 専種 用地 中 高 層 住	第一 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	準 工 業 地 域	指 定 無 し
法52条第1～2項 容積率の限度	容積率	200%					80%	200%					80%	200%							
	道路幅員に乗じる数値	0.4		0.6			0.4			0.6		0.4			0.6						
法53条第1項 建蔽率の限度		60%	60% 80%	80%	60%	70%	50%	60%		80%	70%	50%	60%		80%	60%	70%				
法53条の2 敷地面積の最低限度		-					-					-									
法54条 外壁の後退距離の限度		-					-					-									
法55条 建築物の高さの限度		-					10m	-					10m	-							
法56条1項1号 道路斜線	勾配	1.25		1.5			1.25			1.5		1.25			1.5						
	適用距離	20m					20m					20m									
法56条1項2号 隣地斜線	勾配	1.25		2.5			-	1.25		2.5		-	1.25		2.5						
	勾配に加える高さ	20m		31m			-	20m		31m		-	20m		31m						
法56条1項3号 北側斜線	勾配	-					1.25	-					1.25	-							
	勾配に加える高さ	-					5m	-					5m	-							
法56条の2 日影規制  <b>注3</b>	制限を受ける建築物	高さが10mを超える建築物			-		軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	高さが10mを超える建築物			-		軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	高さが10mを超える建築物			-				
	平均地盤面からの高さ	4m		-			1.5m	4m			-		1.5m	4m			-				
	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	4時間	5時間		-			4時間	4時間	5時間		-		4時間	4時間	5時間		-			
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	2.5時間	3時間		-			2.5時間	2.5時間	3時間		-		2.5時間	2.5時間	3時間		-			